

広島県告示第九百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十二年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

科	新	所 在 地	変 更 年 月 日
	称		
あまの歯科・矯正歯 科クリニック	天野歯科医院	三原市本郷南六丁目二番 二〇号	平成二十二年二月一日